

一般社団法人立川観光コンベンション協会
バナー広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人立川観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「当協会HP」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 当協会HPに掲載する広告は、バナー広告とし、事業所のPR向上のために寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- (4) 宗教信仰による勢力拡大、布教活動目的のもの
- (5) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害となるおそれがあるもの
- (6) 氏名・写真・談話及び商標、著作権などを無断で利用したもの
- (7) その他、当協会HPへの掲載に不適切と判断されるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画像サイズ 縦170ピクセル×横416ピクセル
- (2) 画像容量 50キロバイト以下
- (3) 形式 jpeg、png

(広告の掲載期間及び掲載料等)

第4条 広告の掲載期間及び掲載料は、次のとおりとする。

(1) 広告掲載期間

原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、年度の途中から広告の掲載を開始する場合は、当該広告を掲載する月の1日から3月31日までとする。

なお、期間満了1か月前までに当協会・広告主のいずれからも異議の申し出がないときは、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

(2) 広告掲載料

1 枠あたり、1年間100,000円（消費税別）とする。

ただし、年度の途中から広告の掲載を開始する場合は、前項により算出された当該契約期間の月数に、1か月あたり10,000円を乗じて得た金額（消費税別）とする。ただし、10か月以上の掲載となる場合は100,000円とする。なお、この契約金額にはバナー制作費は含まれないものとする。

2 広告の掲載開始は、原則として各月1日からとする。ただし、各月が土曜日、日曜日、祝日に該当する場合は、各月の最初の平日から開始とする。また、12月29日から31日、1月1

日から3日に該当する場合は、その期間が終了した日を開始日とする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第5条 当協会HPに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、「立川観光コンベンション協会ホームページバナー広告申込書」(以下「申込書」という。)を当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の申込書の提出を受けたときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の振込)

第6条 広告掲載の決定を受けたものは、すみやかに指定口座へ振り込むものとする。振込手数料は申込者が負担するものとする。

(広告掲載料の返還)

第7条 広告掲載料は返還しない。ただし、当協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第8条 当協会は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当協会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、当協会より広告主に通知するものとする。

(リンク先の変更)

第9条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、すみやかに届け出るものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により当協会及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないものについては、当協会と広告主が協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は、2022年4月1日から施行する。